

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 ねたきり老人等おむつ購入費支給実施要綱

(目 的)

第1条 五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、在宅におけるねたきり老人等で、おむつを使用している者を介護している者の生活の安定と福祉の増進を図るため、この要綱の定めるところにより、おむつの購入費（以下「購入費」という。）を支給する。

(支給対象者)

第2条 五城目町に居住しているおおむね65歳以上の在宅におけるねたきり老人等で、常時おむつを使用している者を介護している者に支給する。

(支給期間)

第3条 支給期間は、おむつを使用することになった日から、おむつの必要がなくなった日までの期間とする。

(支給額)

第4条 支給する額は、購入費の3分の1、但し、月額2,000円を限度とする。

《改正》H22.4.1

(支給方法)

第5条 社協会長は、第2条の対象者から購入先の領収書の提示あったとき、所要を調査し、支給の可否を決定して、金融機関振込み支給とする。

(備付簿冊)

第6条 社協会長は、この業務を適正に行うため、次の簿冊を備えつけるものとする。

- (1) 支給台帳（様式第1号）
- (2) 領収書（写）綴

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は平成 8年 4月 1日から施行する。

この要綱は平成 22年 4月 1日から施行する。

(様式第1号)

ねたきり老人等おむつ購入費支給台帳

| . | ねたきり老人等 | | 介護者 | | 購 入 年月日 | 支給額 | 支給 年月日 | 備考 |
|---|---------|----|-----|-----|------------|-----|-----------|----|
| | 氏 名 | 年齢 | 氏 名 | 町内名 | | | | |
| | | | | | ・ ・ | 円 | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | | ・ ・ | |